

共同参画

11

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

"Kyodo-sankaku"
Number 194
November 2025
Japan Cabinet Office



特集1 女性に対する暴力をなくす運動

被害者にも加害者にも傍観者にもならない

内閣府調査によると、配偶者等からの暴力を受けながらも被害にあった女性の約4割、男性の約6割は、「相談するほどのことではない」と考えて、誰にも相談していないことが分かっています。逆に言えば、被害を相談したことがある女性は約6割、男性は約4割となります。そして、被害を相談したことがある人のうち半数以上が「友人・知人」に相談をしています。このため、周囲の人たちの理解が重要となります。「知人・友人」は、当人の日常生活圏にいる身近な人たちのことです。見渡せる空間のなかにいる被害者の変化に気づき、声かけし、相談に応じることで、これを「近助（きんじょ）」といいます。自助・共助・公助に加えた言い方です。DVや虐待について正確な情報を持ち、援助につなげていく架け橋のような役割を果たすことができます。

見て見ぬふりをするだけでなく、「そんなことは喧嘩でよくあること」といってしまうことは加害者に加担していることとなります。傍観者といいます。二次被害・二次加害も起こりかねません。傍観者としてではなく、「善き隣人として最初の支援者」になることは誰にでもできることです。第三者にできることはたくさんあります。例えば、「よく話をしてくれました」と応答するだけでもいいのです。DV被害の専門機関の情報を伝えることもできます。

さらに、加害者対応です。DV被害者支援の一環として加害者プログラムの対応をしている自治体が複数あり、プログラムを実施している民間団体も存在しています。一部ですが、暴力を振るう人も加害者向けの相談にやってくるようになりました。

そして、何よりも次の世代に向けた予防です。ストーカー行為、DV、子ども虐待、高齢者虐待等にかかわる法律が2000年以降、数多く制定されてきました。現在20歳代までの若者はこうした時期の中を成長してきた世代です。家族体験が親の世代とは異なるのです。自らの家族生活を振り返りながら暴力や虐待についてとても敏感になっている世代です。特に男子がそうです。これから家族形成期に入っていき若い世代は、加害者にも被害者にも傍観者にもなりたくない脱暴力の意識をとても大事にしています。その様子が私たちの取り組む男性相談から垣間見えるのです。

被害者支援、加害者対応、傍観者対策、予防的啓発がひとつになって暴力の解決が可能となります。できることから取り組んでいきましょう。



中村 正
Nakamura Tadashi

立命館大学特任教授
一般社団法人UNLEARN代表理事

"Kyodo-sankaku"

共同参画

11

November 2025

Number 194

目次

Contents



Special Feature

特集1 Page.2

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

特集2 Page.5

女性の政治参画への障壁等に関する調査研究について

特集3 Page.8

第80回国連総会「第4回世界女性会議開催30周年記念ハイレベル会合」

特集4 Page.9

「キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査」を実施しました

Topics

トピックス1 Page.10

11月はテレワーク月間です

News & Information

ニュース&インフォメーション Page.11

女性アーカイブセンター企画展示「女性関連施設のあゆみ展」開催
ほか

女性に対する暴力をなくす運動 (11月12日~25日)

DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある。

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

毎年11月12日~25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

今年は、「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある。」をキャッチコピーとし、DVや性犯罪・性暴力等の暴力を予防するとともに、二次被害のない、被害者が相談しやすい社会づくりの機運の醸成を図ることを目指します。運動期間における政府の取組をご紹介します。

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

配偶者等への暴力(以下「DV」という。)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

政府は、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体や民間団体との連携・協力の下、毎年11月12日~25日(国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際デー」)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として(平成13年男女共同参画推進本部決定)、様々な活動を実施しています。

内閣府では、平成12年度から毎年、ポスターやリーフレット、啓発動画等の啓発物を作成し、国の関係機関や地方公共団体、全国の図書館等に配布しています。また、SNSでの情報発信や、鉄道駅構内でのポスター掲示をするなど、広く周知しています。

「そのとき、私たちにもできることがある。」

今年度は、「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら そのとき、私たちにもできることがある。」といった、主に直接的な加害者・被害者ではない第三者の方々へのメッセージとともに、DV及び性犯罪・性暴力の相談窓口の周知を図ります。



令和7年度のバナー

内閣府が令和5年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、DV被害者の44.2%、交際相手からの暴力の被害者の39.1%、不同意性交等の被害者の55.7%はどこにも相談していないことが明らかになっています。相談しなかった理由は、DV被害では「相談するほどのことではないと思った」、性暴力被害では「恥ずかしくてだれにも言えなかった」が最も多く、いずれも約50%を占めています。

一方で、相談する場合は、警察や専門の相談窓口よりも、友人・知人、家族や親戚などの身近な人に相談する人が多いことがわかっていますが、被害者に対する周囲の言動は、被害者を更に傷つける、いわゆる「二次被害」を与える場合があります。それは、被害者本人が自責をしたり、沈黙したり、



令和5年度(左)・令和6年度(右)のポスター

相談を躊躇することにつながる場合があります。

今年の啓発物では、何が二次被害につながるのか、何が被害者にとって望ましい行動なのかを伝え、「自分にもできることがある」「声掛けや言動で被害者をサポートできる」と考え行動する人を増やすことをねらいとしました。DVや性暴力の被害に気づいたら、相談されたら、そのとき、私たちにもできることがあります。

全国でパープル・ライトアップを実施

運動期間中は、全国のタワーやランドマーク等を、紫色にライトアップする「パープル・ライトアップ」を実施します。この「パープル・ライトアップ」には、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談してください。」というメッセージが込められています。

前述のとおり、被害にあった方は、二次被害や相談をためらう心情等により、すぐには相談窓口につながらないことがあります。DVや性暴力の被害に気づいたり、相談されたりしたら、自分の考えや気持ちを押し付けず、被害者に寄り添って話を聞き、「あなたは悪くないよ」「すぐに相談できなくても自分を責めないで」と伝えてください。そして、相談窓口の相談員は被害を否定せず、被害者の声を聴き、受け止めること、被害者の側に立ち、被害をなかったことにはしない存在であることを伝えてください。



令和6年度のパープル・ライトアップの様子

参加する・広める様々な方法

運動期間中には、地方公共団体等による展示やイベント等も実施されますので、ぜひご参加ください。また、暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンの着用の呼びかけを行います。

男女共同参画局のウェブサイトでは、ポスター、リーフレット、パンフレットのほか、啓発動画(4本)、ウェブ用バナー、パープルリボン画像等のデータをご用意しています。次頁で一部をご紹介しますので、ぜひご活用ください。

また、地方公共団体等のSNSアカウントにおいて、「#女性に対する暴力をなくす運動」「#パープルライトアップ」のハッシュタグをつけて関連情報を投稿していただくよう呼びかけています。「パープル・ライトアップ」や展示を見かけたり、イベントに足を運んだりした際は、ハッシュタグをつけて投稿し、運動を広めていただければ幸いです。

**年齢・性別を問わず
相談できる窓口があります**

配偶者・交際相手からの暴力	チャットで相談 DV相談 プラス	電話で相談 DV相談ナビ #8008
	性犯罪・性暴力	SNSで相談 Cure time (キュアタイム)

**「女性に対する暴力をなくす運動」
詳細はこちらをご覧ください。**

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html



ポスター、リーフレット

ポスター(B1)はPDF及びJPG、リーフレット(A4裏表)はPDFデータで提供しています。リーフレットの裏面には相談窓口の一覧を掲載しています。それぞれ、男女共同参画局のウェブサイトからダウンロードして、ご利用ください。



令和7年度ポスター及びリーフレット表面(左)、リーフレット裏面(右)

パープルリボン画像

パープルリボン画像のサイズやデザインを整えて、より使いやすく更新しました。5種類をPNGデータで提供していますので、男女共同参画局のウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。



バナー・画像素材等
詳細はこちらをご覧ください。

URL https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/banner_29.html



啓発動画(4本)

15秒~30秒の動画4本を男女共同参画局のYouTubeに掲載しています。ぜひ、活用ください。



その時、私たちにもできることがある。(15秒/30秒)



もう、被害にあった人をさらに傷つけない。(30秒)



すぐに相談できなくても、自分を責めないで。(30秒)

令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」
啓発動画

URL https://youtube.com/playlist?list=PLwXND8_Qn55oCbO3UU2iLjQ3i_ZDtQlQv&si=VP-NHg-SZFee48md



女性の政治参画への障壁等に関する調査研究について

内閣府男女共同参画局推進課

Special
Feature

2

政治分野における男女共同参画の推進は、政治に多様な民意を反映させる観点から極めて重要です。そこで、内閣府では、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）第6条第1項に基づき、女性の政治参画への障壁等に関する調査研究を実施しました。本稿では、当該調査結果の概要について紹介します。

調査の概要

本調査は、政治分野における男女共同参画をさらに推進するため、①国政選挙や地方議会選挙、首長選挙において、立候補を断念した人、②立候補をしたが当選しなかった人、③現職の地方議会議員に対するアンケートにより、女性の政治参画への障壁や女性の政治参画の影響等について調査分析を行い、今後の施策を検討するための参考とすることを目的としています。

なお、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律第6条に基づく実態調査としての障壁等に関する調査は、令和2年度に引き続き、今回で2度目となります。今回の調査では、立候補をしたが当選しなかった人に対する調査を新たに実施するとともに、前回調査結果において主な障壁として挙げられたハラスメント及び家庭生活（家事、育児、介護等）との両立について、より詳細な調査を実施しました。

【調査内容】

①立候補を断念した人に対するアンケート調査

対象：国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、何らかの行動を起こしたが、取りやめた人を対象。モニター599,757人にプレ調査を実施し、上記に該当する1,000人（男性500人、女性500人）を抽出し回答を得た。

期間：令和6年11月19日～11月29日

②立候補をしたが当選しなかった人に対するアンケート調査

対象：国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補をしたが当選しなかった人を対象。モニター599,757人にプレ調査を実施し、上記に該当する98人（男性57人、女性41人）を抽出し回答を得た。

期間：令和6年11月19日～11月29日

③地方議会議員に対するアンケート調査

対象：令和6年11月11日時点の全国の地方議会議員を対象。5,075人（男性3,859人、女性1,213人、不明3人）から回答を得た。

期間：令和6年11月12日～12月27日

立候補検討における障壁

立候補を断念した人における、立候補を断念した理由について、女性の上位3項目は、「立候補にかかる資金の不足」（61.6%）、「知名度の不足」（60.2%）、「専門性や経験の不足」（60.2%）でした。

また、女性と男性で回答割合の差が特に大きかった項目は、「性別特有の健康課題があり支障が大きい」(+15.0pt)¹、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」(+14.8pt)、「周りに同性の候補者が少なく（おらず）、気軽に相談する相手がいない」(+14.0pt)でした。

1 「（女性の回答割合）（%）－（男性の回答割合）（%）」で算出。

立候補決断から投開票までの障壁

立候補決断から投開票までの課題について、立候補をしたが当選しなかった女性の上位3項目は、「立候補にかかる資金の不足」(73.2%)、「当選前の職業との両立が難しい」(61.0%)、「家族の理解やサポートが得られない」(58.5%)でした。また、同様の点について、地方議会議員における女性の上位3項目は、「知名度の不足」(61.7%)、「選挙運動とその準備の方法が分からない」(52.2%)、「専門性や経験の不足」(51.7%)でした。

なお、選挙に立候補をした女性において、選挙の当落を問わず課題として回答した割合が高かった項目は、「選挙運動とその準備の方法が分からない」、「専門性や経験の不足」となりました。

地方議会議員において、女性と男性で回答割合の差が大きかった上位3項目は、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」(+31.1pt)、「周りに同性の候補者が少なく(おらず)、気軽に相談する相手がいない」(+23.4pt)、「専門性や経験の不足」(+20.2pt)でした。

また、選挙の当落を問わず女性と男性で回答割合の差が大きかった項目は、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」でした。

議員活動における障壁

地方議会議員における、議員活動を行う上での課題について、女性議員の上位3項目は、「専門性や経験の不足」(51.3%)、「任期満了後(失職後)のキャリアや生活への不安」(44.4%)、「自身や家族のプライバシーが確保されない」(40.4%)でした。

また、女性議員と男性議員で回答割合の差が特に大きかった項目は、「政治は男性が行うものだという周囲の思い込みやそれによる慣習・環境」(+29.4pt)、「侮辱的な言動・嫌がらせや、ハラスメントを受けた」(+21.5pt)、「家庭生活(家事、育児、介護等)との両立が難しい」(+19.0pt)でした。

政治活動等と家庭生活の両立における課題

政治活動等と家庭生活の両立について、いずれの調査対象においても、女性の方が男性より「両立に課題があった」と回答している割合が高い結果となりました。

また、「両立に課題があった」と回答した人について、課題となった内容を見ると、「家事」や「育児」に課題があったと回答した割合が高い結果となりました。

さらには、地方議会議員において、女性議員は73.6%が両立に課題があったとしているにもかかわらず、男性議員は36.4%にとどまっており、男性議員の56.8%が両立に課題はなかったとしていることから、家事や育児の負担は女性の方が大きいことが伺えます。

表1：地方議会議員における政治活動等と家庭生活の両立における課題（女性の回答割合順）

対象	地方議会議員		
	調査項目	両立に課題となった内容 (両立に課題があった人の中での割合)	
順位	回答項目	女性	男性
1	両立に課題があった	73.6%	36.4%
2	両立に課題はなかった	23.1%	56.8%
	女性(n=893)、男性(n=1,406)		
1	家事	78.5%	52.8%
2	育児	40.3%	41.6%
3	介護	30.9%	28.1%
4	家族の看護	19.1%	17.4%

※「両立に課題があった」、「両立に課題はなかった」のほか、「不明」と回答した者もいる。

ハラスメントの状況

ハラスメントの状況について、自身や家族、支援者等が「ハラスメントを受けた」と回答した人の割合は、立候補をしたが当選しなかった女性や立候補を断念した女性では低い一方、地方議会議員の女性では最も多い結果となりました。

地方議会議員の結果を見ると、女性議員では「ハラスメントを受けた」と回答した人が53.8%と最も多い一方、男性議員では「ハラスメントを受けたことはなく、直接又は間接に聞きしたこともない」と回答した人が41.0%と最も多くなって

おり、同じ行為等がハラスメントか否かについて、男女で認識に差があることが伺えます。

表2：地方議会議員におけるハラスメントの状況(女性の回答割合順)

対象	地方議会議員		
調査項目	選挙運動や議員活動、日常的な政治活動において、自身や家族、支援者等が有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたか		
順位	回答項目	女性	男性
1	ハラスメントを受けた	53.8% >	23.6% (2位)
2	ハラスメントを受けたことはなく、直接又は間接に見聞きしたこともない	19.5% <	41.0% (1位)
3	ハラスメントを受けておらず、直接見聞きしたことはないが、所属議会における他の議員や、他の候補者に対するハラスメントがあると聞いたことがある	12.4%	16.2% (3位)
4	ハラスメントを受けていないが、直接見聞きした	6.8%	8.8% (4位)
5	分からない、答えたくない	5.1%	7.4% (5位)

※()は男性における全体順位。

女性の政治参画の障壁と必要な取組

以上の調査結果を踏まえ、女性の政治参画の障壁としては、主に以下の5つが考えられます。

- ① 固定的な性別役割分担意識
- ② ハラスメント被害
- ③ 政治活動・議員活動と家庭生活・職業生活との両立
- ④ 相談しやすい環境の不足
- ⑤ 専門性や経験の不足

「固定的な性別役割分担意識」については、性別による無意識の思い込みの解消に向けた研修等の実施や、政治的中立性を確保した上での出前授業、模擬議会や地域リーダー

研修等の主催者教育の機会の確保が必要と考えられます。

「ハラスメント被害」については、ハラスメント相談体制の整備、議会や政党等によるハラスメント防止研修の実施が必要と考えられます。

「政治活動・議員活動と家庭生活・職業生活との両立」については、議会での欠席規定の整備や制度を利用しやすい環境づくり、政治活動・議員活動におけるオンライン技術の活用促進が必要と考えられます。

「相談しやすい環境の不足」については、先輩議員によるサポート支援や政党におけるメンター制度、女性議員ネットワークの形成や活動支援が必要と考えられます。

「専門性や経験の不足」については、政治や行政、選挙のノウハウ等を学べる研修の開発・提供、各政党等による人材育成のための「政治塾」、男女共同参画センター等による地域リーダー研修の実施、自治会や町内会等の地域社会における役職経験の提供といった取組が必要と考えられます。

より多くの女性が政治分野に参画できるようになることは、多様性に富み、民主主義をより健全に機能させることにつながるものと考えられるとともに、様々な背景を持つ女性議員がそれぞれの場で活躍する姿は、後に続く女性たちのロールモデルとなり、政治への関心を高め、ひいては新たな立候補者を促すという好循環を生み出すことも期待されます。

女性の政治参画の更なる推進に向けて、本稿で挙げられた障壁が取り払われるよう、各種取組を一層進めていくことが重要です。

調査結果の詳細は、
こちらをご覧ください。

URL

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/local-councilor_r6.html



第80回国連総会「第4回世界女性会議開催 30周年記念ハイレベル会合」

内閣府男女共同参画局総務課

Special
Feature

3

国連では1975年の国際婦人年以降、国連女性の地位委員会が中心となり、5年、10年ごとの節目に特別な会合を開催してきました。特に1995年に北京で開催された「第4回世界女性会議」では、現在のジェンダー平等に関する国際的な指針ともいべき「北京宣言・行動綱領」が採択されました。同会議開催30年目となる2025年は北京+30と題し、様々な取組が行われています。ここでは第80回国連総会ハイレベルウィーク中に開催された会合について報告します。

第80回国連総会「第4回世界女性会議開催30周年記念ハイレベル会合」

2025年9月22日、第80回国連総会「第4回世界女性会議開催30周年記念ハイレベル会合」がアメリカ合衆国・ニューヨークの国連本部で開催されました。

同会合では、国連総会議長、国連事務総長、UN Women事務局長等からのステートメントに続いて、国連加盟各国の首脳・閣僚級等が、男女共同参画社会の実現に向けた各国のコミットメントを表明しました。

我が国からも、三原じゅん子内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が出席し、日本政府の北京+30行動アジェンダへの参加に際し、特に「女性・平和・安全保障」と「完全かつ平等な意思決定の力」へのコミットメントを表明しました。



国連総会議場にてステートメントを述べる三原大臣
出典：UN Photo/Loey Felipe

三原大臣によるステートメント全文

議長、御列席の皆様。北京+30行動アジェンダへの参加に際し、日本政府が「女性・平和・安全保障」と「完全かつ平等な意思決定の力」の分野の取組を着実に進めていくことをお約束いたします。

昨年1月、能登半島地震の被災地で女性の休憩所を開設し、性被害を防止するためにホイッスルを避難所で配って回った医師がいました。内科医の根上昌子さんです。

日本は東日本大震災などの経験から、災害時に女性の視点で何をすべきかの教訓を得ています。根上医師だけでなく、多くの女性支援団体や企業が、行政と共に一丸となって能登の女性の支援に当たりました。

日本はこれからも、分野を横断して防災や災害対応への適用を含むWPSアジェンダの実施と強化にコミットしてまいります。

日本は、あらゆる分野の意思決定層における女性の参画拡大に向けても努力を継続しています。

本年は、女性に選ばれる地方づくりを進めるため、北京会議を契機に制定した男女共同参画社会基本法を改正しました。地域のあらゆるステークホルダーが固定的な性別役割分担意識や社会的慣習を改めるよう取り組む体制を各地に構築すべく、来春、ナショナルセンターとして男女共同参画機構を設立し、各地の男女共同参画センターの取組を強力に支援します。

加えて、本年、新たな男女共同参画基本計画を策定し、北京+30行動アジェンダを強力に前進させてまいります。

「子育ても仕事も諦めたくない、職場は自分で作ろうという思いで起業した。」

私にこう語ったある日本の女性起業家は、出産を契機に仕事を辞めて地元に戻り、男性中心の地域で苦勞しながらも、酒蔵体験の滞在ビジネスを起業し、地域の幅広い年齢の女性達をスタッフに迎えてビジネスを発展させました。

私は、日本はまだまだ変わっていきけると信じています。

世界各国の皆様と手を携え、男女共同参画社会の実現に向けて、日本は全力を尽くしてまいります。

ありがとうございました。



会合の様子
出典：UN Photo/Loey Felipe

日本政府の北京+30に向けた
取組については、こちらをご覧ください。

URL https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/beijing30-k.html



「キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査」を実施しました

内閣府男女共同参画局推進課

Special Feature **4**

キャリア形成と育児等の両立は、仕事と家庭の両立を望む人々にとって大きな課題です。今回の調査では、特に育児休業から復帰した男女を対象に、キャリア形成における意識調査を行いました。育児期における職場環境や制度の利用状況、評価への影響、将来のキャリア展望等を分析し、両立を阻害する実態を明らかにしました。調査結果は、男女が共にライフイベントとキャリアを両立できる環境づくりに向けたヒントを提供しています。

調査の概要

本調査は、キャリア形成と育児等の両立に関して意識調査を行ったものです。対象は、全国の20～49歳の男女で、育児休業の取得経験があり、小学生以下の子どもと同居している方々です。令和7年1月にインターネットによるアンケート調査を行い、2,853件の回答を得ました。

育児取得前後のキャリアプランの変化

育児休業復帰後、35歳以上の女性の約半数が「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアをセーブすることになった・なりそう」と回答。一方、男性の約8割が「現在のキャリア/今後のキャリア展望は、ほぼ育児休業取得前に描いていたキャリアプランどおりである」または「当初描いていたキャリアプランよりもキャリアアップできた・できそう」と感じており、男女間でキャリアプランの継続性に大きな差が見られました(下記グラフ参照)。

キャリアプランを変更せずに両立を行うための支援

両立支援に必要な要素として、男女ともに「柔軟な勤務制度・制度の利用のしやすさ」「上司の姿勢」「職場全体の雰囲気」が上位に挙げられました。特に男女差が大きいのは「柔軟な勤務制度・制度の利用しやすさ」や「配偶者・パートナーの育児への理解や参画」等であり、家庭内外の支援の重要性を強く感じていることが分かりました。

難易度の高い業務の経験

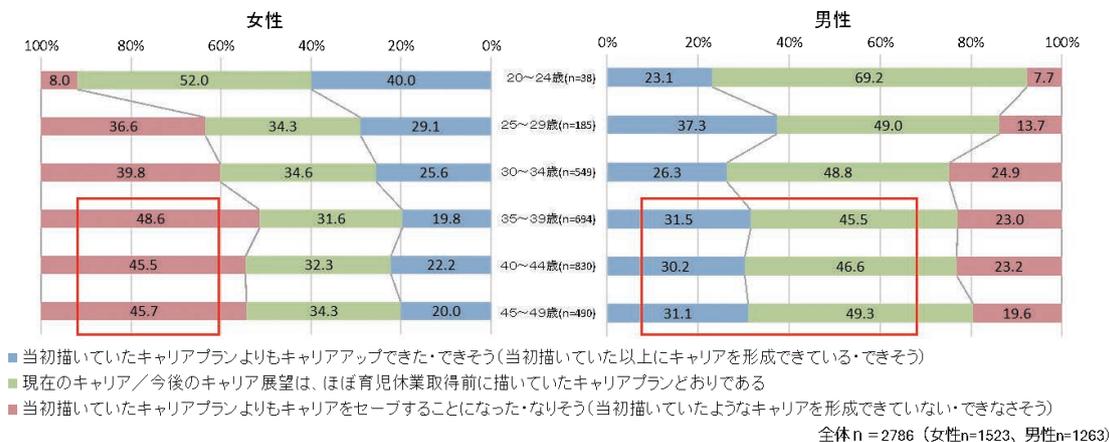
男女共に、育児休業取得前に、一般的に難易度が高いとされる業務経験を積んだ者は、こうした経験を積んでいない者に比べると、育児休業からの復帰後に「キャリアをセーブする」割合が低く、「現在のキャリア/今後のキャリアの展望がほぼプランどおりである」割合が高く、また、「仕事に対するモチベーション」も高い傾向にありました。女性は、育児休業取得前に、難易度の高い業務を経験している者の割合が男性と比べ低いことから、女性についても、若いうちから、難易度の高い仕事を体験する機会を増やしていくことが重要です。

復帰後のモチベーションなど

育児休業取得前に将来のキャリアプランを立てていた者は、立てていなかった者に比べると、復帰後の「仕事に対するモチベーション」や「生活全体への満足度」が高い傾向にありました。若いうちからキャリア形成を考えていくことや、そうした取組を企業等が支援していくことが重要です。

おわりに

育児との両立を目指す働き手を支援する制度と環境の整備が求められているなかで、本調査からは、育児期の働き手が直面する課題と、それを乗り越えるための支援のあり方が見えてきました。調査結果を、今後の職場環境の整備や支援策の検討のヒントとしていただければと思います。



グラフ「育児取得前後のキャリアプランの変化」

<調査結果の詳細はこちらをご覧ください>

令和7年8月公表「令和6年度 仕事と生活の調和推進のための調査研究～キャリア形成と育児等の両立を阻害する要因に関する調査～」

URL <https://wwwa.cao.go.jp/wlb/research.html#r06>



11月はテレワーク月間です

テレワークの更なる普及・定着に向けた取組を集中的に行います。

総務省情報流通行政局地域通信振興課

テレワーク月間について

総務省では、内閣官房、内閣府、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、日本テレワーク協会、日本テレワーク学会と連携して、11月をテレワーク月間とし、テレワークの更なる普及・定着に向けた各種イベント等を集中的に開催します。

テレワーク月間期間中は、駅構内やイベント会場等にポスターを掲出するほか、ホームページ（※）にて、テレワーク実施団体・実施者の登録受付や、テレワーク活用に関するトピック・コンテンツの掲載、各種イベントに係る情報発信等を行いますので、ぜひご覧ください。

※テレワーク月間ホームページ

URL

<https://www.soumu.go.jp/teleworkgekkan/>



テレワークトップランナー2025表彰式

企業・団体におけるテレワークの導入・活用の参考となるよう、「テレワークトップランナー2025」として優良事例の募集、選定を行い、その中から特に優れた取組について、「テレワークトップランナー2025 総務大臣賞」として表彰します。

表彰式

日程：令和7年11月19日（水）

会場：御茶ノ水ソラシティ（東京都）、オンライン配信

参加申込：上記ホームページ（※）にて案内

※今年度の表彰団体の募集は、既に終了しています。



令和7年度テレワーク月間ポスター

ご存じですか？育児・介護のためのテレワーク導入が努力義務化されています

昨年度に改正育児・介護休業法が成立し、今年度から、3歳未満の子を養育する労働者や要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主の努力義務になっています。

ほかにもテレワークに関する改正がされています。詳細はこちら（厚生労働省ホームページ）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



1

文部科学省

女性アーカイブセンター企画展示「女性関連施設のあゆみ展」開催

国立女性教育会館（NWEC）は、学ぶ場を求める女性たちの声により、昭和52（1977）年に文部省附属機関の国立婦人教育会館として発足し、男女共同参画社会実現に向けた活動拠点として歩んできました。令和8（2026）年4月からは内閣府・文部科学省共管の新法人「男女共同参画機構」として始動します。NWECから新法人への移行の節目に際し、戦前、戦後、現在までの女性関連施設の状況に関係資料・写真等を通じて振り返り、男女共同参画のさらなる推進に向けての課題を考える展示を行います。

■場所：国立女性教育会館本館1階 女性アーカイブセンター展示室

■開催期間：令和8年5月31日（日）まで

詳細は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.nwec.go.jp/event/archivecenter/tenji2025ayumi.html>



2

文部科学省

令和7年度「地域における男女共同参画推進のための事業企画研修」開催

国立女性教育会館（NWEC）では、地方自治体・男女共同参画センター・公民館等の職員で、地域における男女共同参画推進のための事業等の企画・実施業務に現在就いている方を対象とした研修を開催します。本研修では、男女共同参画の視点に立った事業等を効果的に行うために必要な企画立案・実施・評価において必要な知識や考え方、スキルを学びます。特に、ライブ配信プログラム「情報交換会しゃべり場」では、今日的な課題に対応した事業の実践に向けて、日頃の業務の中で感じていることや取組のアイデアを話し合い、相互交流を通じて地域の実情に応じた事業展開の実践力を養います。

■開催期間：12月2日（火）～令和8年1月20日（火）

■開催方法：LMS（学習システム）を用いたオンデマンド配信とZoomでのライブ配信

詳細は、こちらをご覧ください。

URL https://www.nwec.go.jp/event/training/g_gakusyu2025.html



3

文部科学省

「NWECグローバルセミナー2025：サイバー空間に潜む性暴力～見えない被害をどう防ぐか～」開催

国立女性教育会館（NWEC）では、NWECグローバルセミナーをオンラインで開催します。本セミナーでは、国内外の専門家を招き、日々巧妙化・深刻化するサイバー空間における性暴力・性搾取被害の実情と、その予防策についてご紹介します。また、日本人有識者によるパネルディスカッションを通じて、今後の課題について議論を深めます。（日英同時通訳または日英の字幕付き）

■日程

第一部 海外報告（オンデマンド）：12月12日（金）～令和8年2月27日（金）

第二部 パネルディスカッション：

（ライブ配信）令和8年1月22日（木）13:30～15:30

（見逃し配信）令和8年2月3日（火）～2月27日（金）



昨年度実施したパネルディスカッションの様子

詳細は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.nwec.go.jp/global/seminar/us49oc0000006ic.html>



NWEC図書パッケージ貸出サービス 2026年度 年間パッケージ申込受付中

NWEC図書パッケージ貸出サービスは、国立女性教育会館(NWEC)が有する専門図書館「女性教育情報センター」の男女共同参画やジェンダー、フェミニズム等に関する所蔵資料を、テーマに合わせてお届けするサービスです。対象は大学、女性関連施設、公共図書館、高校、企業などの機関・団体です。

現在、2026年度「年間パッケージ貸出サービス」の申込を受け付けています。NWECで選定した図書80冊を、3か月ごとに利用機関間に入れ替えて、1年間ご利用いただけるサービスです。高校・高等専門学校へは50冊を6か月ごとに入れ替えます。お申し込みをお待ちしております。

■申込締切：12月19日(金)まで

詳細は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.nwec.go.jp/database/lease/PKGService.html>



鳥取大学附属図書館での活用の様子

令和7年度「知らないなんてもったいない!ジェンダー情報の調べ方サマーセミナー」実施報告

国立女性教育会館(NWEC)は、8月21日に、次世代の若者の研究や学習の支援として、ジェンダーに関するレポート・論文を書くための文献・情報の探し方を学ぶセミナーを対面で開催しました。対象は大学生・大学院生で、10名が参加しました。

午前中はアイスブレイクと講義、午後はランチ交流会、女性教育情報センターと女性アーカイブセンターの見学、チューターへの相談や情報センターでの文献・情報収集を行い、最後に各自がワークシートを作成して発表を行いました。

参加者からは「自分の可能性が広がるようなアドバイスを沢山いただけました。他の参加している方との交流もとても楽しかった」、「情報センターの使い方を学べて良かった」との感想が寄せられました。



発表の様子

詳細は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.nwec.go.jp/event/event/summerseminar2025.html>



「職場のハラスメント撲滅月間」について

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12月10日(水)13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。今回は、令和7年6月に労働施策総合推進法等の一部改正法が公布され、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化される(※)ことを踏まえ、①改正法の説明、②カスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメントに取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

(※) 公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日に施行予定

シンポジウムの詳細・参加申し込みはこちら

URL <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



「犯罪被害者月間」と「ギュッとCH (チャンネル)」のご案内

警察庁は、関係府省庁と協力しながら、令和7年11月1日から同年12月1日までを「犯罪被害者月間」として、犯罪被害者等支援の集中的な広報啓発活動を行っています。

警察庁主催の「中央イベント (11月28日開催)」のほか、全国各地で講演会や街頭イベント等を実施していますので、お近くのイベントにぜひご参加ください。

また、警察庁では、本年6月、犯罪被害にあわれた方や支援者向けの情報を集約したポータルサイト

「ギュッとCH (チャンネル)」

を新設し、性的な被害、DV、ストーカー等に関する内容を含め、関係機関・団体の支援制度や相談窓口等を幅広く掲載し、情報へのアクセシビリティの向上を図っています。

被害者を支援する方々に向けては、専門家等の講義が視聴できるオンデマンド研修教材を多数公開しておりますのでぜひ活用ください。



イベントの情報は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/koukei/week.html>



ギュッとCH (チャンネル) は、こちらをご覧ください。

URL <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/>



警察庁 (犯罪被害者支援) X

URL https://www.npa.go.jp/twitter/about_gyuttochan_npa.html



公式Facebook

男女共同参画局 Facebook
<https://www.facebook.com/danjokyodosankaku>



公式X

男女共同参画局 X
<https://x.com/danjokyoku>



公式ホームページ

内閣府男女共同参画局
Gender Equality Bureau Cabinet Office
<https://www.gender.go.jp>



Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」11月号

第194号
編集・発行 2025年11月10日発行
内閣府
〒100-8914
東京都千代田区
永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局
総務課
電話 03-5253-2111 (代)
印刷 株式会社丸井工文社
表紙デザイン 株式会社三栄広告社
株式会社創芸社

DVや性暴力に
気づいたら
相談されたら

そのとき、私たちにも
できることがある。

あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから、始めてみませんか。
そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があることも伝えてください。

性犯罪・性暴力

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

Cure time
(キュアタイム)

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
#8103

チャットで相談

**DV相談
プラス**

電話で相談

DV相談ナビ
はれれば
#8008



パープルリボンは
女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマークです。

内閣府
男女共同
参画局

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。